

令和4年度第5回教育委員会会議日程

開催期日 令和4年7月20日(水)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第8号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第9号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 報告第10号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第7 報告第11号 教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件
- 日程第8 議案第14号 町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則
中一部改正に対する意見申し出の件
- 日程第9 議案第15号 公印規程中一部改正に対する意見申し出の件
- 日程第10 議案第16号 教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務
を定める規程中一部改正の件
- 日程第11 議案第17号 令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第4

報告第8号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和4年7月20日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度就学援助認定総括表(7月認定者)

(令和4年7月1日現在)

申請世帯	4	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	4	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	4	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯	2	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯	1	世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1			1		1	3
上美生小学校							0
芽室西小学校				1		1	2
芽室南小学校							0
合計	1	0	0	2	0	2	5

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校			1	1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	1	1

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1			1		1	3
						0
						0
						0
1	0	0	1	0	1	3

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計

令和4年度就学援助認定総括表

(令和4年7月1日現在)

申請世帯	149	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	131	世帯
要保護世帯	4	世帯
準要保護世帯	127	世帯
経済的困窮世帯	42	世帯
児童扶養手当受給世帯	77	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	3	世帯
不認定世帯	18	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	149	131	18	4	11.6

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(7月1日現在) (小学校)

3	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	12	6	9	16	11	16	70
上美生小学校							0
芽室西小学校	5	6	2	10	3	5	31
芽室南小学校							0
合計	17	12	11	26	14	21	101

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	21	18	55
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	9	8	5	22
合計	26	29	24	79

◎要保護認定者数一覧(7月1日現在)

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校	1			1
芽室西小学校		1		1
芽室中学校			1	1
芽室西中学校			1	1
合計	1	1	2	4

合計 184

●準要保護不認定者数一覧(7月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	2		1	1	2	8
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1	1	1	1	1	6
芽室南小学校			1			1	2
合計	3	3	2	2	2	4	16

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	1	3	5
上美生中学校				0
芽室西中学校	1		2	3
合計	2	1	5	8

合計 24

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
5	5	2	9	4	10	35
						0
1	4	1	3	1	1	11
						0
6	9	3	12	5	11	46

(中学校)

1年	2年	3年	計
12	12	11	35
1		1	2
9	4	3	16
22	16	15	53

合計 99

○町民税非課税・減免世帯

芽室西小学校 1年 2人
2年 1人
4年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 3年 2人
6年 1人
芽室中学校 3年 1人

○生活福祉資金貸付世帯

芽室小学校 5年 1人
6年 1人
芽室中学校 1年 1人
3年 2人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下的申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第9号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和4年7月20日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定
 平成13年4月 1日適用
 平成14年4月 1日改定
 平成14年4月 1日適用
 平成16年4月 1日改定
 平成16年4月 1日適用
 平成21年4月 1日改定
 平成21年4月 1日適用
 平成30年2月 8日改定
 平成30年3月12日適用
 令和 2年4月 1日改定
 令和 2年4月 1日適用
 令和 3年4月 1日改定
 令和 3年4月 1日適用

日程第6

報告第10号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和4年7月20日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五一・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出 小学校6年 及び中学校 3年	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで	印鑑
	上記以外の 学年		学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄姉が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄姉が在籍する学校に弟妹も兄姉と同じ学校に通学を希望する場合	兄姉が卒業まで（ただし、兄姉が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第7

報告第11号

教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件

教育委員会学校訪問実施に伴う教育委員会所感について、各学校に対し通知したので、報告します。

令和4年7月20日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 139 号
令和 4 年 7 月 12 日

各 学 校 長 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育委員会委員による学校訪問にかかる所感について（通知）

さきに実施した学校訪問に当たりましては、公務等の御多用の中、また、コロナ禍の中、適切な対応をいただきお礼申し上げます。

つきましては、次のとおり所感を取りまとめましたので、今後の学校運営等に生かしていただくことを期待します。

記

1 学力向上に向けた取組について

社会において自立して生きていくためには、子供たちが基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力を確実に身に付けることが重要であり、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の充実などによる学力の向上に向け、様々な取組をされているところであります。

今後、より一層教師主導の一斉指導からの脱却を図るとともに、全国学力・学習状況調査等の各種結果データを客観的に検証・分析し、教育課程を編成・実施・評価する中で、検証改善サイクルによる授業改善やカリキュラムマネジメントの充実に努めてください。

また、タブレットや大型提示装置を活用した授業について、様々な取組の工夫がなされていることが理解できました。今後も試行錯誤を必要とする取組も多いと思いますが、タブレットを教具から文具にする中で個別最適な学びや協働的な学びに活用するなど、利活用の改善、充実に努めるようお願いいたします。

2 豊かな心と健やかな体の育成について

各学校においては、豊かな心や健やかな体を育む取組、いじめや不登校などを未然に防ぐための、様々な取組をされているところであります。また、各校の特色を生かし、道徳教育や自己肯定感を高める取組など、組織的な取組内容等を理解することができました。

今後、規範意識や生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、家庭・地域と連携を図り、様々な体験を通して子どもの内面に根ざした道徳性を育む中で、より一層自己肯定感を高める取組をお願いいたします。

また、体力・運動能力の向上を目指し、体育の授業の工夫改善やスポーツ機会の充実に努めるとともに、家庭との連携を図りながら、基本的な食習慣や生活習慣の確

立を促す食育指導、及び健康教育の一層の推進をお願いします。

さらに、「芽室町不登校支援システム」等に基づき、ネットトラブルなど情報モラル教育の取組や、hyperQ-Uテストを活用するなど、今後とも、より良い学校生活や望ましい人間関係づくりのために日頃からの子供たちの小さなサインを見逃すことなく、引き続き早期発見、早期解決をお願いします。

3 信頼される学校づくりについて

各学校においては、PTAや学校運営協議会などを通じ、保護者や地域住民との共通認識のもと、様々な手法で学校の情報を発信したり、教育活動の改善に結びつけたりするなど、コミュニティ・スクールの取組や「めむろ未来学」における各種活動や食農教育等が推進されていることが理解できました。

学校と地域がパートナーとして連携・協働していくためには、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

今後、学校運営協議会等での熟議と、今後進められる地域学校協働活動との協働の取組を進め、学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校・家庭・地域と一体となって、子供たちの豊かな成長を支える地域とともにある学校づくり、信頼される学校づくりに取り組まれますようお願いいたします。

(教育推進課教育総務係)

日程第 8

議案第 1 4 号

町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則中一部改正
に対する意見申し出の件

町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則中の一部を改正する規則案に対する意見について、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 4 年 7 月 2 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第147号

令和4年7月20日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則中一部改正
に対する意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、申し出ます。

（教育推進課教育総務）

町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成10年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(補助執行事務)</p> <p>第4条 町長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会の課長に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	<p>(補助執行事務)</p> <p>第4条 町長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会の課長に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 茅室町勤労青少年ホーム条例(昭和53年茅室町条例第48号)に基づき施設の運営、維持管理、諸収入金の調定及び納入通知に関する事務</p> <p>2 一略一</p> <p>3 一略一</p>

日程第9

議案第15号

公印規程中一部改正に対する意見申し出の件

公印規程中一部を改正する規程案に対する意見について、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和4年7月20日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第150号

令和4年7月20日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

公印規程中一部改正に対する意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、申し出ます。

（教育推進課教育総務）

公印規程の一部を改正する規程

公印規程（昭和40年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表（1）職印中

「

11	勤労青少年ホーム館長の印	(18)		勤労青少年ホーム	〃
12	芽室町建築主事の印	(19)	〃	都市経営課	建築確認
13	芽室消防団長の印	(19)の2	〃	総務課	公文書

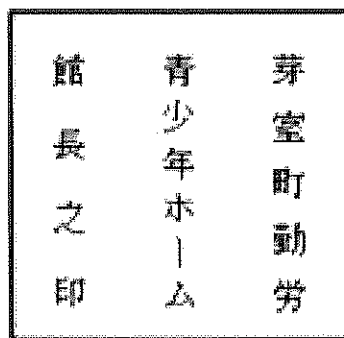
」を

「

11	芽室町建築主事の印	(19)	〃	都市経営課	建築確認
12	芽室消防団長の印	(19)の2	〃	総務課	公文書

」に改め、同表ひな形中 「

(18)



」を次のように改める。

(18)

削除

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正案					現 行						
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)						
(1) 職印					(1) 職印						
番号	公印の名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	公印管理課	用途	番号	公印の名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	公印管理課	用途
1の1～9	一略一					1の1～9	一略一				
10	芽室町保育所長の印	(17)	〃	子育て支援課	〃	10	芽室町保育所長の印	(17)	〃	子育て支援課	〃
11	芽室町青少年ホーム館長の印	(18)				11	勤労青少年ホーム館長の印	(18)		勤労青少年ホーム	〃
12	芽室町建築主事の印	(19)	〃	都市経営課	建築確認	12	芽室町建築主事の印	(19)	〃	都市経営課	建築確認
13	芽室消防団長の印	(19)の2	〃	総務課	公文書	13	芽室消防団長の印	(19)の2	〃	総務課	公文書
(2) 庁印 一略一					(2) 庁印 一略一						
(3) 認印 一略一					(3) 認印 一略一						

ひな形 字体は適宜とする。
 (1)～(16)
 一略一

ひな形 字体は適宜とする。
 (1)～(16)
 一略一

改正案

(17) 長 保 育 所 之 印
 芽 室 町 主 印

(18) 削除

(19) 芽 室 町 主 印
 芽 室 町 主 印

(19)の2～(27)
 一略一

附 則
 この訓令は、令達の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

現 行

(17) 長 保 育 所 之 印
 芽 室 町 主 印

(18) 芽 室 町 主 印
 芽 室 町 主 印
 青少年ホーム
 館 長 之 印

(19) 芽 室 町 主 印
 芽 室 町 主 印

(19)の2～(27)
 一略一

日程第10

議案第16号

教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務を定める規
程中一部改正の件

教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務を定める規程の一部を
改正しようとするものであります。

令和4年7月20日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務を定める規程の一部を改正する規程

教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務を定める規程(平成10年教委訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号イを削る。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務を定める規程の一部を改正する教

委訓令新旧対照表

改正案	現 行
<p>第3条 生涯学習課各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育係</p> <p>ア 生涯学習課の所掌に属する教育機関の用に供されていた物品で、不用になったもの及び教育機関において生産し又は製作した物品を処分する事務。ただし、最小計算単位の評定価格が5万円未満である物品に限る。</p> <p>(2) 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この訓令は、令達の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第3条 生涯学習課各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育係</p> <p>ア 生涯学習課の所掌に属する教育機関の用に供されていた物品で、不用になったもの及び教育機関において生産し又は製作した物品を処分する事務。ただし、最小計算単位の評定価格が5万円未満である物品に限る。</p> <p>イ 芽室町勤労青少年ホーム条例（昭和53年芽室町条例第48号）に基づき施設の運営、維持管理、諸収入金の調定及び納入通知に関する事務</p> <p>(2) 一略一</p>

日程第 1 1

議案第 1 7 号

令和 4 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和 4 年度芽室町一般会計教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであ
ります。

令和 4 年 7 月 2 0 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第151号

令和4年7月20日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。